

日火連短信

令和4年12月14日第197号

〒106-0041

東京都港区麻布台 2-3-22 一乗寺ビル 3F

一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会

専務理事 大岩 伸夫

TEL 03-5549-9041

FAX 03-5549-9042

URL <http://www.nikkaren.jp/>

E-mail : nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp
info@nikkaren.jp

昨年4月に火薬類の貯蔵時における換算値等の見直しが行われたのに合わせ、当会では警察庁に対して『火薬類の運搬に関する内閣府令』における爆薬の無届運搬数量100kgを含水爆薬およびANFOについては120kgとする見直しを要請してきました。

昨年10月には会員の皆さんに「爆薬の無届運搬の実態に関するアンケート」を実施してその結果を集約し、爆薬の無届運搬数量見直しに対する要望の多いことを警察庁に提示しました。

警察庁において火薬類の担当部署である保安課では、内部における調整に精力的に取り組んで頂き、本年5月の段階で「早ければ6月半ばにパブコメ実施の見込み」との報告を頂いていましたが、同時に『火薬類の運搬に関する内閣府令』の別表第一（無届運搬数量）を改正することにより、鉄道、索道、軌道及び無軌条電車による火薬類の運送に関して定める『火薬類運送規則』の改正が必要になるため、その進捗が問題との見解も示されていきました。

この『火薬類運送規則』を管轄する国土交通省からは、『火薬類の運搬に関する内閣府令』の改正に合わせて『火薬類運送規則』を改正するため、6月後半に当会および火薬工業会との協議の中で素案が提示されましたが、爆薬の包装の表示の変更を必要とする内容であったことから火薬工業会が難色を示し、一時暗礁に乗り上げた時期がありました。国土交通省の担当部署である鉄道局技術企画課では問題解決のため検討を重ねて頂き、『火薬類運送規則』の別表から「種類」の欄を削除する等の対応によって火薬工業会の要望に合わせた形で『火薬類運送規則』の改正を行うこととなりました。

このたび12月9日（金）付で、警察庁と国土交通省から同時にパブリックコメント（法令改正に関する意見募集）が実施されました。期間は、来年1月7日（土）までとなっています。

警察庁および国土交通省からは1件以上の賛成意見の提出を要請されていますが、意見が多過ぎてもその後の進捗に支障をきたすことがありますから、別添1～3（警察庁）、別添4～5（国土交通省）を参照の上、ご意見がありましたら、12月末日までに当会事務局宛にお知らせ頂きますようお願いいたします。

事務局でとりまとめ、意見提出致します。